

## ☆次期計画の柱建てについての考え方

- かながわ憲章の理念を組み込み、「1ひとづくり」に「ともに生きる社会の実現に向けた意識の醸成」を中柱としてたてる。
- 国の示す「我が事・丸ごと」の考えは取り入れつつ、県としての方向性を示す。
- 他の新たな法律等については、地域福祉につながるものは組み込む。
- 個別計画との関係は上位計画の位置づけだが、原則、個別の具体的な施策については個別計画で示す。
- 大柱・中柱・小柱(支援策)の枠組みの具体性のレベルを合わせる。
- 中柱・小柱は、対象広い→狭い、基本→専門性高い、人材育成:確保→定着→育成といった順で並べる。
- 柱建てのバランスを整える。

## ☆次期計画の柱建て(中柱)(案)

現行計画		次期計画		
大柱	中柱	大柱	中柱	小柱(支援策)について
1 ひとづくり	(1) 地域福祉の担い手の育成	1 ひとづくり	(1) 「ともに生きる社会」の実現に向けた意識の醸成	福祉教育 オリパラに向けたボランティア育成 他
	(2) 福祉専門人材の確保・定着対策の推進		(2) 「ともに生きる社会」を実現するための担い手の育成	支援策の構成は、今後、更に調整する。
2 地域(まち)づくり	(1) 地域における支え合いの推進	2 地域(まち)づくり	(1) 地域における支え合いの推進	
	(2) バリアフリーの街づくりの推進		(2) バリアフリーの街づくりの推進	
	(3) 外国籍県民への支援		(3) 災害時における地域支援体制の促進	
	(4) 災害時における地域支援体制の促進			
3 しくみづくり	(1) 生活上の課題や福祉ニーズに対応するしくみづくり	3 しくみづくり	(1) 生活上の課題や福祉ニーズに対応するしくみづくり	「福祉サービス評価制度」については、第三者評価に事業所公表制度を加え、「安心してサービスを受けられるしくみ」支援策とする。
	(2) 高齢者や障害者等の尊厳を支えるしくみづくり		(2) 高齢者や障害者等の尊厳を支えるしくみづくり	「DV被害者への支援」は3-(1)から移動し虐待・権利擁護でひとづくりの支援策とする。
	(3) 生活困窮者の自立を支援するしくみづくり		(3) 生活困窮者等の支援を必要とする人を支えるしくみづくり	「こどもの貧困対策」「自殺対策」はそれぞれ支援策として追加する。
	(4) 福祉サービス評価制度のしくみづくり			